

傷病手当金の適用期間延長について

本組合では、新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、組合員事業所の労務に服することが出来なくなったときに支給する傷病手当金制度を創設し、適用期間につきましては令和2年4月から令和4年9月までの感染(感染が疑われる症状を含む)としておりましたが、令和4年12月までの感染に延長いたしますのでお知らせいたします。

なお、傷病手当金の概要は以下のとおりであり、支給を受けるには本組合所定の申請書及び証明書(事業主と受診医療機関)をご提出いただくこととなります。

もし、手続きが必要な場合やお問合せがある場合には、以下の担当者までご連絡願います。

また、業務に起因して感染した場合には、当該傷病手当金ではなく、労災保険給付の対象となりますので、請求の手続等については管轄の労働基準監督署にご相談ください。

【概要】

◇適用期間 令和2年4月1日から**令和4年12月31日まで**
(再度延長する場合は「栃医新聞・ホームページ」でお知らせいたします)

◇対象者 組合員の事業所から給与等の支払いを受けている被用者である第1種組合員又は第2種組合員本人。

次の被保険者は対象外となります。

- ①法人以外の個人事業主である第1種組合員(給与等の支払者)
- ②組合員のご家族
- ③当該感染症に感染した場合又は感染が疑われる場合において、給与等の全部を受けることができる者

◇傷病手当金 傷病手当金の支給を始める日が属する月以前の直近の継続する3か月間の平均給与等の3分の2(日額換算)。

ただし、規約で定める金額を超えるときは、その金額となります。

なお、当該感染症に感染した場合又は感染が疑われる場合において、給与等の一部を受けることができる者には、その受けすることができる給与等の額が傷病手当金より少ないときは、その差額を支給します。

◇支給対象日 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日。
※支給開始日から起算して1年6か月を超えないものとします。

連絡先：栃木県医師国民健康保険組合

担当 落合・長澤 TEL 028-622-4378

栃木県医師国民健康保険組合規約（抜粋）

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第29条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者（第1種組合員または第2種組合員本人に限る。）が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。

ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第30条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。

ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第31条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。

ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定によりこの組合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

（傷病手当金の支給適用期間）

第32条 前3条の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年4月1日から別に理事長が定める日までの間に属する場合に適用する。

附 則

この規約は令和2年4月1日から施行する。